

平成19年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、同施行令第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」及び同施行令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を次のとおり定める。

なお、「介護サービス情報の報告に関する計画」、「調査事務に関する計画」及び「情報公表事務に関する計画」を「平成19年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」（以下「計画」という。）として一体的に策定する。

第1 介護サービス情報の報告に関する計画

1 計画の基準日

平成19年4月1日

2 計画の期間

平成19年6月22日から平成20年4月30日まで

3 報告の対象となる介護サービス事業者

介護保険法第115条の29第1項及び介護保険法施行規則第140条の29に規定する介護サービス事業者（以下「事業者」という。）のうち、次に掲げる要件を満たすもの。

(1)計画の基準日前1年間において、提供を行った介護サービス（介護保険法第115条の29第1項に規定する介護サービス、以下「介護サービス」という。）に係る居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価としての支払を受けた金額（利用者負担を含む）が100万円を超えるもので、別表に掲げるもの。

(2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、新たに介護サービスの提供を開始するもの。

(3)(1)及び(2)に定めるもののうち、災害その他、報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものを除く。

4 介護サービス事業者ごとの報告の提出先及び提出期限

(1)提出先

名称 東京都指定情報公表センター

法人名 財団法人 東京都高齢者研究・福祉振興財団

所在地 東京都板橋区栄町35番2号

(2)提出期限

ア 3(1)のものについては、別表に掲げる年月。

イ 3(2)のものについては、新たに介護サービスの提供を開始しようとする日の属する月の翌月末。ただし、平成19年4月1日から6月30日までに提供を開始したものについては、8月31日。

5 報告の方法

3(1)のものについては別添1 基本情報及び別添2 調査情報、3(2)のものについては別添1 基本情報に必要事項を記入し、東京都指定情報公表センターに提出する。

第2 調査事務に関する計画

1 計画の期間

平成19年8月1日から平成20年5月31日まで

2 調査事務の対象となる事業者

介護保険法第115条の29第1項及び介護保険法施行規則第140条の29に規定する事業者のうち、計画の基準日前1年間において提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価としての支払を受けた金額（利用者負担を含む）が100万円を超えるもので、別表に掲げるもの。

3 調査を行う月及び調査を行う指定調査機関

2のものについては、別表に掲げる調査を行う月及び調査を行う指定調査機関。

第3 情報公表事務に関する計画

1 計画の期間

平成19年9月1日から平成20年5月31日まで

2 情報公表事務の対象となる事業者及びその名称

(1)計画の基準日前1年間において、提供を行った介護サービス（介護保険法第115条の29第1項に規定する介護サービス、以下「介護サービス」という。）に係る居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価としての支払を受けた金額（利用者負担を含む）が100万円を超えるもので、別表に掲げるもの。

(2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、新たに介護サービスの提供を

開始するもの。

3 介護サービス事業者ごとの公表を行う月

(1) 2(1)のものについては、別表に掲げる年月。

(2) 2(2)のものについては、新たに介護サービスの提供を開始しようとする日の属する月の翌々月。ただし、平成19年4月1日から6月30日までに提供を開始したものについては、平成19年9月。

4 報告の受理に関する事項

事業所ごとの報告の受理の開始時期は、報告の提出期限の2週間前とする。

5 指定調査機関の指定の審査に関する事項

平成19年度の調査実施に係る計画については、東京都が審査・指定する29機関で策定する。

第4 その他

1 介護サービス情報の更新の取り扱い

介護保険法施行規則別表第1の一（法人に関する事項）及び二（事業所に関する事項）に係る情報の内容に変更があった場合には、事業者の報告に基づき、速やかに公表する。

2 是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取り扱い

知事から、介護保険法第115条の29第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る介護サービス情報については、都知事の指示により、調査又は公表を行う。